

## 浜松市週休2日制工事（建築工事）実施要領運用

令和4年2月1日 施行

週休2日制工事（建築工事）実施要領（以下「要領」という。）に基づき、週休2日制工事を実施する場合の運用について必要な事項を定めたもの。

### 1 対象外工事

要領第2条に定める緊急を要する工事等とは、以下をいう。

- ・災害復旧工事
- ・急施行工事
- ・対象とすることが適当でないと工事担当課が判断した工事

### 2 単価の補正方法等

要領第5条に定める工事費の積算に用いる補正係数は、以下による。

#### (1) 複合単価

複合単価の労務単価は、表1の補正係数を乗じて補正する。なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

#### (2) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、表A-2、表E-2及びM-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

##### 【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

##### 【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

##### 【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

(参考)

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料<sup>\*1</sup>第4編第1章8(3)による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)ロ. 基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及びM-2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定

すること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【全館無人改修、執務並行改修の場合】

・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

※1 公共建築工事積算基準等資料は国土交通省官庁営繕部が作成したものであり、浜松市建築工事積算基準決定要領に定める積算基準である。

3 対象工事である旨の明示内容等

要領第6条に定める書面への記載は、別記の記載例を参考にするものとする。

表 1 複合単価の補正係数

	4週8休(28.5%)以上		4週7休(25.0%)以上 4週8休(28.5%)未満		4週6休(21.4%)以上 4週7休(25.0%)未満	
	新営 補正係数	改修 補正係数	新営 補正係数	改修 補正係数	新営 補正係数	改修 補正係数
労務単価	1.05		1.03		1.01	

表 A-2 建築工事の補正率

工 種	摘 要	4週8休(28.5%)以上		4週7休(25.0%)以上 4週8休(28.5%)未満		4週6休(21.4%)以上 4週7休(25.0%)未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
土工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
コンクリート工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄骨工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
既製コンクリート		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事(シーリング)	市場単価	1.04	1.17	1.02	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
タイル工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
屋根及びびとい		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
左官工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.12	1.01	1.11	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.04	1.19	1.02	1.17	1.01	1.15
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.14
塗装工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.15	1.02	1.13	1.01	1.12

内外装工事（ビニル床材）	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事（ビニル床材）	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表E-2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休(28.5%)以上		4週7休(25.0%)以上 4週8休(28.5%)未満		4週6休(21.4%)以上 4週7休(25.0%)未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ボックス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	1.18
	ケーブルラック	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.14	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.03	1.16	1.02	1.15	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 鋼板式、銅覆鋼棒 接地極埋設票（金属製）	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

表M-2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休(28.5%)以上		4週7休(25.0%)以上 4週8休(28.5%)未満		4週6休(21.4%)以上 4週7休(25.0%)未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンパー類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト付属 品	既製品ボックス、制気口 ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21
衛生器具設 備(ユニット を除く)	取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21

## (別記) 現場説明書等における記載例

### 【発注者指定方式の場合】

1. 本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日制工事（発注者指定方式）である。
2. 週休2日の考え方は以下のとおりである。
  - ① 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
  - ② 「対象期間」とは、工事着工日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完工日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、〇〇期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
  - ③ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
  - ④ 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
3. 受注者は、工事着工前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着工後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。

監督員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所実施日」を記載し、監督員に提出するものとする。また、週休2日制工事である旨を工事看板等に明示する。
4. 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.05により労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正しており、発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

【発注者指定方式（分離発注工事）の場合】

1. 本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日制工事（発注者指定方式）である。
2. 週休2日の考え方は以下のとおりである。
  - ① 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
  - ② 「対象期間」とは、工事着工日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完工日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、〇〇期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
  - ③ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
  - ④ 「現場休息」とは、各発注工事単位で、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
  - ⑤ 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場休息日数の割合（以下、「現場休息率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算定においては、現場閉所日及び降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場休息日数に含めるものとする。
3. 受注者は、工事着工前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場休息予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は、分離発注された工事である〇〇工事、〇〇工事の受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息予定日を調整したうえで「実施工程表」等を作成する。工事着工後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、受注者間で調整した「実施工程表」等を提出するものとする。

監督員が現場休息の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場休息実施日」を記載し、監督員に提出するものとする。また、週休2日制工事である旨を工事看板等に明示する。
4. 4週8休以上（現場休息率 28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数 1.05 により労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正しており、発注者は、現場休息の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

【受注者希望方式（費用計上型）の場合】

1. 本工事は、受注者が工事着工前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日制工事（受注者希望方式（費用計上型））である。

週休2日の取組の希望の有無を工事着工前に監督員に工事打合書等で報告するものとする。週休2日の取組を希望しない受注者は3項に規定する義務を負わない。

2. 週休2日の考え方は以下のとおりである。

- ① 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ② 「対象期間」とは、工事着工日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完工日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、〇〇期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- ③ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- ④ 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3. 受注者は、工事着工前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着工後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「実施工程表」等を提出するものとする。

監督員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所実施日」を記載し、監督員に提出するものとする。また、週休2日制工事である旨を工事看板等に明示する。

4. 4週8休以上（現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数 1.05 により労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正しており、発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない（受注者が週休2日の取組を希望しない場合を含む）場合、以下の①から③までの現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費を補正し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

- ① 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率 25.0%（7日/28日）以上 28.5%未満） 補正係数 1.03
- ② 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率 21.4%（6日/28日）以上 25.0%未満） 補正係数 1.01
- ③ 4週6休未満（現場閉所率 25.0%未満） 補正なし

【受注者希望方式（費用計上型）（分離発注工事）の場合】

1. 本工事は、受注者が工事着工前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日制工事（受注者希望方式（費用計上型））である。

分離発注工事で週休2日に取り組むには、予定されている〇〇工事、〇〇工事、〇〇工事の全ての受注者が週休2日に取り組むことについて合意することが必要である。

分離発注工事の全ての受注者が週休2日に取り組むことの合意の成否について、各受注者は工事着工前に監督員に工事打合せ等で報告するものとする。なお、週休2日に取り組むことについて合意しなかった場合、3項に規定する義務を負わない。

2. 週休2日の考え方は以下のとおりである。

① 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

② 「対象期間」とは、工事着工日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完工日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、〇〇期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

③ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

④ 「現場休息」とは、各発注工事単位で、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。

⑤ 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場休息日数の割合（以下、「現場休息率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算定においては、現場閉所日及び降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場休息日数に含めるものとする。

3. 受注者は、工事着工前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場休息予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着工後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「実施工程表」等を提出するものとする。

監督員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所実施日」を記載し、監督員に提出するものとする。また、週休2日制工事である旨を工事看板等に明示する。

4. 4週8休以上（現場休息率 28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数 1.05 により労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正しており、発注者は、現場休息の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合（週休2日に取り組むことについて合意しなかった場合を含む）、以下の①から③までの現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費を補正し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

① 4週7休以上4週8休未満（現場休息率 25.0%（7日/28日）以上 28.5%未満） 補正係数 1.03

② 4週6休以上4週7休未満（現場休息率 21.4%（6日/28日）以上 25.0%未満） 補正係数 1.01

③ 4週6休未満（現場閉所率 25.0%未満） 補正なし



**【対象外の場合】**

本工事は、〇〇〇〇であるため、週休2日制工事の対象としない工事である。